は、受入責任者として、以下の

## 受入責任者(企業・団体等)の誓約書 ※受入責任者が記入

## ●●大臣 殿

(企業・団体名)

## 誓約書

入国者に対して、水際対策強化に係る新たな措置(19)実施要領に基づく、水際対策強化に係る新たな措置(19)誓約事項の記載事項について必要な内容を説明の上、入国者の誓約書により本人の同意

氏 名	生年月日	在留資格認定証明書作成日及び証明書番号 ※技能実習・留学の場合のみ記入

を得たこと、また、その実施を確保するため必要な措置をとることを誓約いたします。

また、上記入国者の入国について、上記の誓約に違反した場合(不実の記載があった場合も含む。)、業所管省庁により是正の指導が行われたときは、これに応じて是正を行う必要があることを理解し、承諾します。

- ・誓約内容の遵守について、業所管省庁などからの連絡や調査に誠実に対応すること、正当な理由なく これらに応じないことや、調査を拒み、妨げ、虚偽の報告等を行うことは誓約違反となり得るもので あること、また、事前に審査済の活動計画書に記載のない特定行動を行った場合は誓約違反となり得 るものであること。
- ・是正の指導が行われたにも関わらず、改善されない場合、業所管省庁から特定行動等の緩和措置を停止する旨の連絡があったときは、これに従わなければならないこと。
- ・繰り返し、誓約に違反した場合等、受入責任者がその任を果たすことが困難と業所管省庁が判断した場合は、業所管省庁が指定する期間、当該受入責任者からの申請を受け付けないこととすることができること。
- ・上記措置による是正が見込まれないと業所管省庁が判断した場合は、新型コロナウイルス感染症拡大 防止の観点から、誓約書に違反した入国者の氏名等と共に入国者の所属・属性として受入責任者の企 業・団体等の名称が公表され得ること。
- ・業所管省庁が、入国者や受入責任者が誓約書に沿って活動等を適切に実施していることを確認するために、必要に応じて、受入責任者に対して実地検査を行うこと。

年 月 日

受入責任者(企業·団体)名:

部署名 :

新型コロナウイルス感染症対策責任者: